



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の徴収の事務の委託（沖縄県平和祈念資料館）…………… 1
- 県営都市公園の利用料金の承認（都市公園課）…………… 1
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課）…………… 2
- 沖縄県証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）…………… 2

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告・2件（情報基盤整備課）…………… 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告・2件（情報基盤整備課）…………… 5
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・2件（道路街路課）…………… 9
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）……………10
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）……………10
- 村決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課）……………10
- 開発行為に関する工事の完了・28件（南部土木事務所）……………11

人事委員会事項

- 沖縄県職員採用試験の実施……………18
- 沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験及び沖縄県警察官（女性）採用試験の実施……………20

告 示

沖縄県告示第195号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

令和5年4月25日

沖縄県平和祈念資料館長 前 川 早 由 利

- 1 委託した徴収事務 沖縄県平和祈念資料館に係る観覧料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社関西総合ビル管理
 - (2) 所在地 豊見城市宇豊見城707番地
- 3 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

沖縄県告示第196号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり首里城公園の利用料金を承認した。

令和5年4月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 首里城公園
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 利用料金の適用年月日 令和5年4月1日

4 利用料金の額

(1) 行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,920円
興行を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

(2) 駐車場

区分	利用料金の額
大型車	1台1回につき 970円 回数券11回分 9,700円
小型車	1台1回につき 320円 回数券11回分 3,200円

(注)

- 1 「大型車」とは、乗車定員が30人以上のバス及び最大積載量4トン以上のトラックをいう。
- 2 「小型車」とは、乗車定員が30人未満のバス、乗用車、軽自動車及び最大積載量4トン未満のトラックをいう。

沖縄県告示第197号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成4年沖縄県告示第176号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年4月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 北中城村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 北中城村公共下水道
- 3 事業施行期間 平成4年2月25日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 平成4年沖縄県告示第176号、平成21年沖縄県告示第200号、平成24年沖縄県告示第112号、平成29年沖縄県告示第168号及び平成31年沖縄県告示第154号の事業地に、北中城村字島袋鎌下原、九年堂原、東新真川原及び西新真川原を加え、北中城村字島袋上原、友武謝原、野比灘原、真川原及び島袋原において事業地を変更する。
- 5 変更の内容 事業施行期間及び事業地の変更

沖縄県告示第198号

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）第13条第1項の規定により、沖縄県証紙売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

令和5年4月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

名称	所在地	売りさばき所の所在地	取消年月日
特定非営利活動法人 名護市障がい者関係 団体協議会	名護市字為又1220番地112	名護市港一丁目1番1号（名 護市役所庁舎内）	令和5年4月5日

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和5年4月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 Microsoft 365 Apps ライセンス等の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和5年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近3事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近3事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - キ その他知事が定める書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県企画部情報基盤整備課ホームページ（<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kikaku/joho/index.html>）からダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県企画部情報基盤整備課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036 メールアドレスxx013005@pref.okinawa.lg.jp
 - (3) 申請書等の受付期間 令和5年5月2日（火曜日）から同月22日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨

- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和5年6月30日（金曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施するMicrosoft 365 App sライセンス等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和5年4月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 アプリケーションプロキシ機器賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和5年6月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) ネットワークの構築及び情報システムの保守管理に関し直近3事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
 - カ ネットワークの構築又は情報システムの構築に関し直近3事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - キ その他知事が定める書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに

申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付又は沖縄県企画部情報基盤整備課ホームページ (<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kikaku/joho/index.html>) からダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県企画部情報基盤整備課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036 メールアドレスxx013005@pref.okinawa.lg.jp

(3) 申請書等の受付期間 令和5年4月25日(火曜日)から同年5月26日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和5年6月30日(金曜日)までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施するアプリケーションプロキシ機器賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和5年4月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 Microsoft 365 Appsライセンス等の賃貸借(設置及び設定業務を含む。以下同じ。) 一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 令和5年4月25日付け沖縄県公報定期第5116号搭載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるMicrosoft 365 Appsライセンス等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 時期 令和5年5月2日(火曜日)から同月22日(月曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県企画部情報基盤整備課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和5年4月25日（火曜日）から同年5月22日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和5年6月5日（月曜日）午後2時
 - (2) 場所 沖縄県庁舎14階情報基盤整備課防災無線統制室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和5年4月25日（火曜日）から同年5月19日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県企画部情報基盤整備課
 - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和5年6月5日（月曜日）午前11時
 - イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Bids to be tendered
Lease of Microsoft 365 Apps license

- (2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of leased license.
- (3) Delivery period and place
Will be specified on our explanatory pamphlet.
- (4) Period and place to submit a bid eligibility application form
Period: From 25 April, 2023 through 22 May, 2023 (Except for Saturday, Sunday and Holiday)
Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Information Infrastructure Development Division
1-2-2 Izumizaki Naha City Okinawa Prefecture Japan
- (5) Bid due date and time
June 5, 2023 (monday) 2:00 p.m.
(Bids sent by postal service must arrive by 11:00 a.m. on monday June 5, 2023.)
- (6) Bid opening
Date and Time: June 5, 2023 (monday) 2:00 p.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Information Infrastructure Development Division, Disaster Prevention Radio Control Room
- (7) Division in charge
Information Infrastructure Development Division
Department of Planning
Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8570 Japan
Telephone number 81-98-866-2036

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和5年4月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 アプリケーションプロキシ機器賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
ア 令和5年4月25日付け沖縄県公報定期第5116号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるアプリケーションプロキシ機器賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
イ ネットワークの構築、情報システムの構築業務及び障害対応業務体制証明書を令和5年5月26日（金曜日）までに3(2)の場所に提出し、サーバ及びネットワーク機器（以下「機器等」という。）の設置及び設定を期限までに円滑に行うことができると並びに当該機器等に障害が発生した場合において、24時間内に技術者を派遣して対応できることを証明した者
ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を令和5年5月26日（金曜日）までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
- (2) 共同企業体を結成し入札に参加しようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、共同企業体入札参加資格確認申請書及び共同企業体協定書を令和5年5月26日（金曜日）までに3(2)の場所に提出し、共同企業体入札参加資格の確認を受けなければならない。
ア 自主的に結成された共同企業体であること。

- イ 共同企業体の構成員の数は2又は3社であること。
 - ウ 各構成員は2(1)アに該当する者であること。
 - エ 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 各構成員の出資比率は、2社の場合にあつては30パーセント以上、3社の場合にあつては20パーセント以上であること。
 - カ 出資比率が代表者よりも高い構成員が存しないこと。
 - キ 共同企業体として2(1)イ及びウの要件を満たすこと。
- 3 入札に参加するものに必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 令和5年4月25日(火曜日)から同年5月26日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県企画部情報基盤整備課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 令和5年4月25日(火曜日)から同年5月26日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和5年6月8日(木曜日)午後2時
 - (2) 場所 沖縄県庁舎14階情報基盤整備課防災無線統制室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和5年4月25日(火曜日)から同年5月26日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県企画部情報基盤整備課
 - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語

- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。
電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和5年6月8日(木曜日)午前11時
- イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Bids to be tendered
Lease of network equipment for the computer network system at Okinawa Prefectural Government. (This includes duties concerning installation and set-up.)
- (2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of leased computers, along with their hardware and software specifications etc.
- (3) Delivery period and place
Will be specified on our explanatory pamphlet.
- (4) Period and place to submit a bid eligibility application form
Period: From 25 April, 2023 through 26 May, 2023 (Except for Saturday, Sunday and Holiday)
Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Information Infrastructure Development Division
1-2-2 Izumizaki Naha City Okinawa Prefecture Japan
- (5) Bid due date and time
8 June, 2023 (Thursday) 2:00 p.m.
(Bids sent by postal service must arrive by 11:00 a.m. on Thursday 8 June, 2023.)
- (6) Bid opening
Date and Time: 8 June, 2023 (Thursday) 2:00 p.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Information Infrastructure Development Division, Disaster Prevention Radio Control Room
- (7) Division in charge
Information Infrastructure Development Division
Department of Planning
Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8570 Japan
Telephone number 81-98-866-2036

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・85号龍潭線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

- 5 事業施行期間 平成11年9月24日から令和9年3月31日まで
6 変更の内容 事業施行期間の変更
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
(2) 名称 3・4・85号龍潭線
2 施行者の名称 沖縄県
3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
4 事業地
(1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 なし
5 事業施行期間 平成17年8月26日から令和9年3月31日まで
6 変更の内容 事業施行期間の変更
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、沖縄市から送付のあった中部広域都市計画下水道の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年4月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 沖縄市公共下水道
2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、西原町から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年4月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 2・2・西13号 徳佐田公園
2・2・西14号 グテービラ公園
2・2・西15号 棚原南公園
2・2・西16号 はんたまし公園
2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、北中城村から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年4月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 ライカム地区
2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、北中城村から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年4月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 ライカム地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年11月15日 沖縄県指令南土第597号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字神里入口原547番1及び547番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字仲井真373番地シティーテラスあかみね303 安里昌博、
那覇市字仲井真373番地シティーテラスあかみね303 安里章子
- 5 検査済証番号 令和4年9月1日 N第1335号
- 6 工事完了年月日 令和4年8月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年2月28日 沖縄県指令南土第144号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字渡橋名東原133番2及び133番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字宜保259番地コンフォートNORI303号 赤嶺晋
- 5 検査済証番号 令和4年9月5日 N第1336号
- 6 工事完了年月日 令和4年6月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年4月14日 沖縄県指令南土第141号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字渡橋名東原131番1及び131番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字平良122番地1 P r e n d r e ・桜205号室 神村拓郎
- 5 検査済証番号 令和4年9月5日 N第1337号
- 6 工事完了年月日 令和4年8月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年11月9日 沖縄県指令南土第584号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字上田原国川原26番22
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字真地297番地3リバーサイド21 201号 平良健司、那覇

市字真地297番地3リバーサイド21 201号 平良健太郎

- 5 検査済証番号 令和4年9月5日 N第1338号
- 6 工事完了年月日 令和4年8月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年8月6日 沖縄県指令南土第399号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川真志久原292番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1765番地セクション津嘉山1002 比嘉佑
- 5 検査済証番号 令和4年9月12日 N第1339号
- 6 工事完了年月日 令和4年8月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年1月12日 沖縄県指令南土第21号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城後原288番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平517番地12サザンテラスB-303 與那嶺香世子
- 5 検査済証番号 令和4年9月12日 N第1340号
- 6 工事完了年月日 令和4年8月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年7月12日 沖縄県指令南土第335号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字豊原安田多原67番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市志真志一丁目7番2-201号メゾン伊佐 國吉哲博
- 5 検査済証番号 令和4年9月12日 N第1341号
- 6 工事完了年月日 令和4年8月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年5月11日 沖縄県指令南土第318号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字名城真原696番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎一丁目4番6-201号ビューテラス西崎 谷村美咲
- 5 検査済証番号 令和4年9月12日 N第1342号

6 工事完了年月日 令和4年8月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年10月21日 沖縄県指令南土第543号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字津嘉山古島原785番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山785番地2 田港朝弘、南風原町字津嘉山785番地2 田港栄里
- 5 検査済証番号 令和4年9月14日 N第1343号
- 6 工事完了年月日 令和4年8月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年9月2日 沖縄県指令南土第451号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川真志久原292番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里石嶺町3丁目212番地エスペランサマサ102 平良尚大
- 5 検査済証番号 令和4年9月20日 N第1344号
- 6 工事完了年月日 令和4年8月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年8月31日 沖縄県指令南土第447号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川真志久原292番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字国場907番地嘉数アパート103 仲松宏太
- 5 検査済証番号 令和4年9月20日 N第1345号
- 6 工事完了年月日 令和4年8月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年10月19日 沖縄県指令南土第541号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名宮城原155番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字新川198番地1 池村拓己
- 5 検査済証番号 令和4年9月20日 N第1346号
- 6 工事完了年月日 令和4年8月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年10月19日 沖縄県指令南土第542号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里大里原288番1ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字大里744番地の2上原アパート101号 上原純、糸満市字大里744番地の2上原アパート101号 上原祥子
- 5 検査済証番号 令和4年9月20日 N第1347号
- 6 工事完了年月日 令和4年9月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年11月25日 沖縄県指令南土第621号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字賀数賀数原32番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸満1533番地の1ラベルダⅢ3-B号室 友利賢吾、糸満市字糸満1533番地の1ラベルダⅢ3-B号室 友利華美
- 5 検査済証番号 令和4年9月21日 N第1348号
- 6 工事完了年月日 令和4年9月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年9月28日 沖縄県指令南土第501号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根白川原1132番1及び1133番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字阿波根391番地の1グリーンヒル花城305号 喜瀬達也
- 5 検査済証番号 令和4年9月26日 N第1349号
- 6 工事完了年月日 令和4年8月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年11月9日 沖縄県指令南土第583号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字名城真原696番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字兼城484番地の6メゾン雅Ⅱ301号室 根保実輝
- 5 検査済証番号 令和4年9月27日 N第1350号
- 6 工事完了年月日 令和4年9月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年2月18日 沖縄県指令南土第122号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城世名城原276番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字屋宜原75番地6-Bリッツハウス・M202号室 伊禮健作、八重瀬町字屋宜原75番地6-Bリッツハウス・M202号室 伊禮桂
- 5 検査済証番号 令和4年9月27日 N第1351号
- 6 工事完了年月日 令和4年9月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年4月6日 沖縄県指令南土第251号、令和4年12月23日 沖縄県指令南土第733号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字宜次宜次原68番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字宜次68番地 大城良太
- 5 検査済証番号 令和4年12月26日 N第1401号
- 6 工事完了年月日 令和4年11月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年1月5日 沖縄県指令南土第14号、令和4年3月25日 沖縄県指令南土第221号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川真志久原240番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字兼城369番地1 フィールライフ峰203 上間研一、南風原町字兼城369番地1 フィールライフ峰203 上間有希
- 5 検査済証番号 令和4年12月27日 N第1402号
- 6 工事完了年月日 令和4年12月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年7月7日 沖縄県指令南土第324号、令和4年12月15日 沖縄県指令南土第713号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字座安中前原208番2
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市宇座安1番地 株式会社南東内 代表取締役 宜保安勝
- 5 検査済証番号 令和4年12月27日 N第1403号
- 6 工事完了年月日 令和4年12月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年12月22日 沖縄県指令南土第666号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字小城小城原195番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字小城195番地 仲座則夫
- 5 検査済証番号 令和4年12月28日 N第1404号
- 6 工事完了年月日 令和4年12月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年10月11日 沖縄県指令南土第524号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城世名城原222番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字後原390番地2 MKマンションI106号室 諸見田春樹
- 5 検査済証番号 令和4年12月28日 N第1405号
- 6 工事完了年月日 令和4年12月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年7月9日 沖縄県指令南土第824号、令和3年12月16日 沖縄県指令南土第655号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真栄里東江原576番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市久米1丁目8番1号ニューライフ久米305 大平紀雄
- 5 検査済証番号 令和5年1月4日 N第1406号
- 6 工事完了年月日 令和4年11月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年7月6日 沖縄県指令南土第321号、令和4年2月28日 沖縄県指令南土第145号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市宇与根西中原146番2及び146番8

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字座安316番地 大城美智子、豊見城市字座安316番地 大城愛乃
- 5 検査済証番号 令和5年1月11日 N第1407号
- 6 工事完了年月日 令和4年12月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年10月29日 沖縄県指令南土第565号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平前原798番2及び798番12
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平794番地1丸島アパート302号室 島添章
- 5 検査済証番号 令和5年1月13日 N第1408号
- 6 工事完了年月日 令和4年12月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年2月9日 沖縄県指令南土第95号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字長堂仲毛原130番4ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字嘉数583番地1ネオ・ハイツ孝202号室 本部朝也、豊見城市字嘉数583番地1ネオ・ハイツ孝202号室 本部千広
- 5 検査済証番号 令和5年1月16日 N第1409号
- 6 工事完了年月日 令和4年12月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年11月2日 沖縄県指令南土第628号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字渡橋名浜原289番86
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市松山1丁目3番9号 株式会社セブニーイレブン・沖縄代表取締役 久鍋研二
- 5 検査済証番号 令和5年1月19日 N第1410号
- 6 工事完了年月日 令和5年1月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年4月25日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年11月24日 沖縄県指令南土第617号、令和4年2月7日 沖縄

県指令南土第89号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字北波平田例原455番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字国場282番地 伊森樹羅斗
- 5 検査済証番号 令和5年1月25日 N第1411号
- 6 工事完了年月日 令和5年1月13日

人事委員会事項

沖縄県職員採用試験を次のとおり実施する。

令和5年4月25日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

1 試験区分、職務内容及び受験資格

種類	試験区分	職務内容	受験資格
上級	行政	知事部局、教育委員会、企業局等における一般行政事務	1 次のいずれかに該当する者 (1) 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 (2) 平成14年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの ア 大学を卒業した者又は令和6年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者 2 「心理」の試験区分については、1の要件に加え、大学において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は令和6年3月までに当該学科等を卒業する見込みの者 3 「社会福祉」の試験区分については、1の要件に加え、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条に規定する社会福祉士となる資格を有する者 (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は令和6年3月までに当該任用資格を取得する見込みの者 4 「警察事務」及び「警察科学（化学）」の試験区分については、1の要件に加え、日本の国籍を有する者
	心理	知事部局及び企業局等におけるそれぞれの職種に応じた専門的職務	
	社会福祉		
	電気		
	機械		
	土木		
	建築		
	化学		
	農業		
	農業土木		
	農芸化学		
	畜産		
	林業		
	水産		
	病院事務	病院事業局の県立病院等における病院経営事務	
	警察事務	警察本部、警察署等における一般事務、指紋等鑑定業務、犯罪状況分析事務等	
	警察科学（化学）	警察本部刑事部科学捜査研究所における麻薬類、覚醒剤、薬物、毒劇物、油類、火薬、繊維、塗膜、金属、土砂等の犯罪捜査に関する科学鑑定及び研究等	
中級	県立学校事務Ⅰ	県立学校における学校事務	1 平成2年4月2日から平成16年4

	県立学校事務Ⅱ	県立学校における学校図書館事務及び学校事務	2 「県立学校事務Ⅱ」の試験区分については、1の要件に加え、図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項に規定する司書となる資格を有する者又は令和6年3月までに当該資格を取得する見込みの者
	市町村立学校事務	市町村立小中学校における学校事務	
初級	一般事務	知事部局等における一般行政事務	1 平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者。ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く。 2 「警察事務」の試験区分については、1の要件に加え、日本の国籍を有する者
	土木	知事部局及び企業局における土木に係る専門的職務	
	農業土木	知事部局における農業土木に係る専門的職務	
	警察事務	警察本部、警察署等における一般事務、指紋等鑑定業務、犯罪状況分析事務等	

注1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当する者は、受験できない。

2 「大学」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいう。

2 受験手続

(1) 試験案内の入手方法 試験案内は、上級試験については4月28日から、中級試験及び初級試験については7月3日から、沖縄県人事委員会事務局ホームページ（https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/ji_nji_i/8481.html）においてダウンロードすることができるほか、次の配布場所において配布する。

配布場所	沖縄県人事委員会事務局（沖縄県庁行政棟2階） 名護県税事務所 コザ県税事務所 沖縄県宮古事務所総務課 沖縄県八重山事務所総務課 沖縄県東京事務所 沖縄県大阪事務所 沖縄県名古屋情報センター
------	---

(2) 受験申込み 受験申込みは、原則としてインターネットによるものとし、申込みに当たっては、沖縄県人事委員会事務局ホームページにアクセスし、沖縄県電子申請サービスにより申し込むこと。

(3) 申込受付期間 上級試験については4月28日から5月19日まで、中級試験及び初級試験については7月10日から同月31日までとする。

(4) 注意事項

ア 受験申込みは、1種類につき1試験区分に限る。

イ 中級試験と初級試験の重複申込みはできない。

ウ 「行政」、「病院事務」、「警察事務」、「県立学校事務Ⅰ」、「県立学校事務Ⅱ」、「市町村立学校事務」及び「一般事務」の試験区分については、点字による受験が可能である。

エ 点字による受験を希望する者は、受験申込み前に沖縄県人事委員会事務局総務課に連絡すること。

3 試験日、試験種目、試験地及び合格者発表

種類	試験日		試験種目	試験地	合格者発表	
					発表日	方法
上級	第1次試験	6月18日	教養試験 専門試験	那覇市 石垣市 沖縄市 宮古島市 西原町	6月30日	沖縄県人事委員会事務局ホームページに掲載するほか、沖縄県人事委員会事務局の掲示板に掲示する。また、最終合格者には、後日、郵送により通知する。
	第2次試験	7月上旬から8月上旬まで	論文試験 集団討論 個別面接	第1次試験の合格者発表日に公表	8月中旬	
中級	第1次試験	9月24日	教養試験 専門試験	那覇市 石垣市 沖縄市 宮古島市 西原町	10月6日	
	第2次試験	10月下旬から11月上旬まで	論文試験 個別面接	第1次試験の合格者発表日に公表	11月下旬	

初級	第1次試験	9月24日	教養試験（全ての試験区分） 専門試験（「土木」及び「農業土木」の試験区分）	那覇市 石垣市 名護市 沖縄市 宮古島市 西原町	10月6日
	第2次試験	10月下旬から11月上旬まで	作文試験 個別面接	第1次試験の合格者	11月下旬 発表日に公表

注1 試験地は、都合により変更する場合がある。

2 点字による受験を希望する者に対しては、試験地を指定する場合がある。

3 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は、不合格となる。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載される。各任命権者は、人事委員会が提示する当該名簿に記載された者の中から採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として当該名簿の確定日から1年間とする。

(3) 採用は、原則として令和6年4月1日以降であるが、同日より前に採用されることもある。

(4) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消す。

(5) 初任給は、令和5年4月1日現在、上級試験については185,200円（研究職は198,800円）、中級試験については167,100円、初級試験については154,600円で、経歴その他に応じてこの額以上になる。このほか、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給される。

5 その他 各試験の詳細については、別に配布する試験案内による。

沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験及び沖縄県警察官（女性）採用試験を次のとおり実施する。

令和5年4月25日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

1 試験区分、受験資格及び職務内容

試験区分	都県名	受験資格	職務内容
警察官A（男性） ※警視庁及び千葉県との共同試験	沖縄県	平成6年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者で次に掲げるもの 1 大学を卒業した者又は令和6年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序維持の任務
	警視庁（東京都）	次のいずれかに該当する者 1 昭和63年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業したもの又は令和6年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で大学卒業程度の学力を有するもの	
	千葉県	平成2年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの 1 大学を卒業した者又は令和6年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 千葉県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者	
警察官A（女性）	沖縄県	平成6年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者で次に掲げるもの 1 大学を卒業した者又は令和6年3月までに大学を卒業する見込みの者	

		2 沖縄県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者
警察官B（男性） ※警視庁及び千葉県との共同試験	沖縄県	平成6年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者で次のいずれにも該当しないもの 1 大学を卒業した者又は令和6年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者
	警視庁（東京都）	次のいずれかに該当する者 1 昭和63年4月2日以降に生まれた者で高校を卒業したもの又は令和6年3月までに高校を卒業する見込みの者 2 昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者で高校卒業程度の学力を有するもの
	千葉県	平成5年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者で次のいずれにも該当しないもの 1 大学を卒業した者又は令和6年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 千葉県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者
警察官B（女性）	沖縄県	平成6年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者で次のいずれにも該当しないもの 1 大学を卒業した者又は令和6年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者

注1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当する者は、受験できない。

2 日本の国籍を有しない者は、受験できない。

3 大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいい、高校とは、同法に規定する高等学校をいう。

2 受験手続

(1) 試験案内の入手方法 試験案内は、警察官A採用試験については4月28日から、警察官B採用試験については7月3日から、沖縄県警察本部「採用案内」ホームページ（<https://www.police.pref.okinawa.jp/docs/2015022300463/>）においてダウンロードすることができるほか、沖縄県警察本部警務課及び県内各警察署において配布する。

(2) 受験申込み 受験申込みは、原則としてインターネットによるものとし、申込みに当たっては、沖縄県警察本部「採用案内」ホームページにアクセスし、沖縄県電子申請サービスにより申し込むこと。

(3) 申込受付期間 警察官A採用試験については4月28日から5月19日まで、警察官B採用試験については7月3日から8月10日までとする。

3 試験日、試験種目、試験地及び合格者発表

試験区分	試験日		試験種目	試験地	合格者発表	
					発表日	方法
警察官A（男性）及び警察官A（女性）	第1次試験	7月8日	体力試験Ⅰ	沖縄市	7月21日	沖縄県人事委員会事務局ホームページ（ https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html ）に掲載するほか、沖縄県人事委員会事務局（県庁行政棟2階）、沖縄県警察本部及び県内各警察署の掲示板に掲示
		7月9日	教養試験	那覇市		
	第2次試験	8月上旬から8月下旬まで	論文試験 個別面接 体力検査Ⅱ 身体測定 身体検査 免許、資格等に係る加 points	第1次試験の合格者発表日に公表	9月中旬	
警察官B（男性）	第1次試験	10月14日	体力試験Ⅰ	那覇市 石垣市 うる	10月27日	

及び警察官B（女性）			ま市 宮古島市	する。また、最終合格者には、後日、郵送により通知する。なお、警視庁又は千葉県警の合格者には、後日、各都県が通知する。
	10月15日	教養試験	那覇市 浦添市 沖縄市 石垣市 名護市 宮古島市	
第2次試験	11月中旬から11月下旬まで	作文試験 個別面接 体力検査Ⅱ 身体測定 身体検査 免許、資格等に係る加点	第1次試験の合格者発表日に公表	12月中旬

注1 試験地は、都合により変更する場合がある。

- 2 警察官A（男性）及び警察官B（男性）の試験区分に係る教養試験は、警視庁及び千葉県人事委員会との共同試験である。
- 3 警視庁又は千葉県の第2次試験の日程等は、各都県が第1次試験合格者に直接通知する。
- 4 沖縄県を志望する者で体力検査Ⅰを受験しないものは、沖縄県の第1次試験を棄権したものと取り扱う。
- 5 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は、不合格となる（免許、資格等に係る加点を除く。）。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載される。警察本部長は、人事委員会が提示する当該名簿に記載された者の中から採用者を決定する。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として当該名簿の確定日から1年間とする。
- (3) 採用は、原則として令和6年4月1日以降であるが、同日より前に採用されることもある。
- (4) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定する。
- (5) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消す。
- (6) 初任給は、令和5年4月1日現在、警察官A採用試験については212,000円、警察官B採用試験については178,000円で、経歴その他に応じてこの額以上になる。このほか、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給される。
- (7) 警視庁、千葉県警については、各都県に問い合わせること。

5 その他 各試験の詳細については、別に配布する試験案内による。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---	---